

佐井村農業委員会「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」の募集について

佐井村農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律に基づき各委員（農業委員、農地利用最適化推進員）を募集します。

1 募集人数

- (1) 農 業 委 員 7名
(2) 農地利用最適化推進委員 2名

2 任用期間 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

3 身 分 佐井村特別職の職員で非常勤

4 職務内容

【農 業 委 員】農地の権利移動の認可及び農地転用の審査業務、耕作放棄地の解消指導、現地調査業務等。

【農地利用最適化推進委員】担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の現場活動、担当区域内における農地利用最適化推進について、総会等に参加して意見を述べる。

5 委員報酬 佐井村規定による

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法第8条第4号各号に該当しない者。
(禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者等)
(2) 佐井村の職員でない者。ただし特別職にある者はこの限りでない。
(3) 満20歳以上で、村内に住所を有する者。

7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、下記(2)の添付書類を添えて、郵送または持参により、佐井村農業委員会事務局までご提出ください。

- (1) 提出書類（募集要項、様式については農業委員会事務局まで問合わせ下さい）
・農業者等（個人）3名以上が推薦する場合・・・委員推薦書（様式第1号）
・農業者等（法人又は団体）が推薦する場合・・・委員団体等推薦書（様式第2号）
・個人で応募する場合・・・・・・・・・・委員応募書（様式第3号）
- (2) 添付書類
推薦を受ける者又は応募者の住民票（発行後3箇月以内の本籍と戸籍の筆頭者記載のもの）
- (3) 提出先
佐井村農業委員会事務局（産業建設課内）
- (4) 受付期間
令和5年4月3日（月）から令和5年5月2日（火）まで【期限内必着】

【お問合せ】

〒039-4711 下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地

佐井村農業委員会事務局 担当：宮川・島野 電話0175-38-2111